

# 問い合わせ内容

令和6年3月1日

Q1. 耕作放棄し、農地として利用していない。用水も利用していない。農家でない者がなぜ組合員になり、賦課金を払わなければならないのか。基づく法令根拠を示されたい。

A: お問い合わせの当該土地の状況が、耕作放棄し、農地として用水を利用されておらず、また、非農家ということですが、当該土地は、各土地改良事業の区域として、国営農業水利事業及び県営畑地総合整備事業によって造成された農業水利施設の受益地であり、造成後、農業水利施設の維持管理のために開始された、維持管理事業の受益地となっています。

このことから、当該土地は、土地の現状や用水利用の実態に関わらず、「農用地」と判断されます。

また、当該農用地の所有者は、土地改良法(以下、法という。)第3条1項1号の規定により、土地改良事業に参加する資格を有し、法第11条によって、土地改良区の組合員となります。

組合員に対する賦課徴収に関しては、以下Q2で回答いたします。

- ・国営農業水利事業及び県営畑地帯総合整備事業の概要と経過
- ・牧之原畑地総合整備土地改良区の概要
- ・耕作しない土地の扱いに関する解説

別紙資料参照

## 【農用地に対する組合員資格の法律根拠】

法第3条（土地改良事業に参加する資格）

土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 農用地であって所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者

法第11条（組合員）

土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

Q2. 「賦課できる」との法の解釈は、できる規定であって、農用地でない土地及び農家でない者に強制的に賦課するものではないと判断する。基づく法令根拠を示されたい。

A. 当該土地は Q1 回答のとおり、農用地であると判断されます。また、組合員に対する賦課徴収根拠は、以下のとおりです。

牧之原畑地総合整備土地改良区は、国営農業水利事業及び県営畑地帯総合整備事業によって造成された農業水利施設の維持管理を行うため、法第 48 条 1 項の規定に基づき、維持管理計画概要書による土地改良区営土地改良事業として平成 10 年 3 月 30 日付けで知事認可を受け維持管理事業を行っています。

**【土地改良事業に関する法律根拠】**

法第 48 条(土地改良事業計画の変更等)

土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

また、法第 36 条 1 項に基づき、本維持管理事業に係る経費の負担として、毎年度組合員へ「管理賦課金」を賦課徴収し、同条 3 項に規定する「客観的指標」の受益度に関しては、当土地改良区において、地積に応じた管理賦課金を賦課徴収しており、賦課総額を全面積に同一単価で賦課する「面積割」20%と、給水栓及びスプリンクラーの受益地に賦課する「受益度割」80%で算定を行っています。

「受益度割」は、工区単位のファームポンドに供給量した 3 年平均に応じた賦課とすることで、受益度を勘案しています。

**【組合員に対する賦課の法律根拠】**

法第 36 条(経費の賦課)

土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費（第九十条第四項（第九十一条第四項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第八項又は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

3 第一項の規定による賦課に当たっては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。

また、当土地改良区定款第 28 条 2 項に基づく「管理賦課金」は、ファームポンドへ供給するまでに必要な維持管理費であり、供給を受けることができる受益地である限り、耕作及び用水利用の有無に関わらず賦課金を納入すると規定しています。

#### 【組合員に対する賦課の土地改良区定款根拠】

##### 第 28 条(経費分担の基準)

第 4 条第 1 項各号及び第 2 項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割、その他客観的指標により賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分にかかる換地計画において定められた換地交付地積に、地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき受益度を勘案して地積割に賦課する。

##### 第 4 条(事業)

この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

(1) 国営農業水利事業牧之原地区及び県営畑地帯総合整備事業牧之原地区並びに関連する事業によって造成され、国又は県等から譲与された施設の維持管理

(2) 国営農業水利事業牧之原地区及び県営畑地帯総合整備事業牧之原地区並びに関連する事業によって造成された施設のうち、国又は県から管理委託を受けた施設の維持管理

(3) 国営農業水利事業牧之原地区によって造成された施設のうち、島田市、牧之原市、掛川市、菊川市、御前崎市が事業主体となり実施する、基幹水利施設管理事業に基づき管理する施設について、操作委託された場合の維持管理

(4) 国営農業水利事業牧之原地区及び県営畑地帯総合整備事業牧之原地区並びに関連する事業によって造成された施設の新設、変更、又は廃止

(5) 前第 1 号及び第 2 号についての災害復旧工事

(6) 農地中間管理機構関連農地整備事業によって造成され、県から譲与された施

## 設の維持管理

(7) その他土地改良区の目的達成に必要な事項

2 この土地改良区は、前項の事業に附帯して次に掲げる調査業務及び事業を行う。

(1) 農地中間管理機構から委託を受けて行う調査業務及び事業

(2) 国又は県等から委託を受けて行う調査業務及び事業

なお、土地改良区の定款に関しては、法第 16 条 1 項 5 号により、経費の分担に関する事項を規定し、定款変更の際は、法第 30 条 1 項 1 号により総代会の議決を経て、同条 2 項により県知事の認可を受ける規定とされています。

### 【土地改良区の定款に関する法律根拠】

#### 法第 16 条(定款)

土地改良区の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 五 経費の分担に関する事項

#### 法第 30 条(総会の議決事項)

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

#### 一 定款の変更

2 定款の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

Q3. 相続した者がなぜ、組合員にならなければならないか。基づく法令根拠を示されたい。

A. 売買、貸借、相続等により、受益地の権利義務に移動があったときは、土地改良法第42条1項により、組合員資格を取得した者に、権利義務が移転されることと規定されています。

【権利義務の移転に関する法律根拠】

法第42条(権利義務の承継及び決済)

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

なお、法第43条第1項により、組合員資格得喪通知書により権利義務が移転したことを土地改良区に通知する義務があり、同条2項により、通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができないと規定されています。

【組合員資格得喪通知に関する法律根拠】

法第43条(組合員の資格得喪の通知義務)

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。

## 第2章 土地改良事業

### 第1節 土地改良区を行う土地改良事業

#### 第1款 土地改良区の設立

#### 第5条 設立準備

#### ●一定の地域の定め方

##### 問1 耕作しない土地の取扱い

賃借権の設定された農地の耕作者、所有者の双方とも、その農地が土地改良区の地区に含まれることを希望しなかったが、強制加入により地区に編入された。

この場合、組合員には当然耕作者になるものと考えられるが、もし耕作者がこれを嫌い、耕作権を放棄し、所有者もまた耕作しないときはどのようにすればよいか。

答(1) 賃借権の設定された農地について所有者が法第3条第1項第2号の申出をしない場合は、同条の規定により当然に耕作者が土地改良区の組合員となるが、耕作者が耕作権を完全に放棄したときは、法第3条第1項第1号の規定により所有者が組合員となる。

水土里ネット牧之原

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047 島田市中溝町 1726-4

TEL0547-36-8000

FAX0547-36-0830

Mail:hatasou@midorinet-makinohara.com